資料４

矯正における
居住支援に係る取組

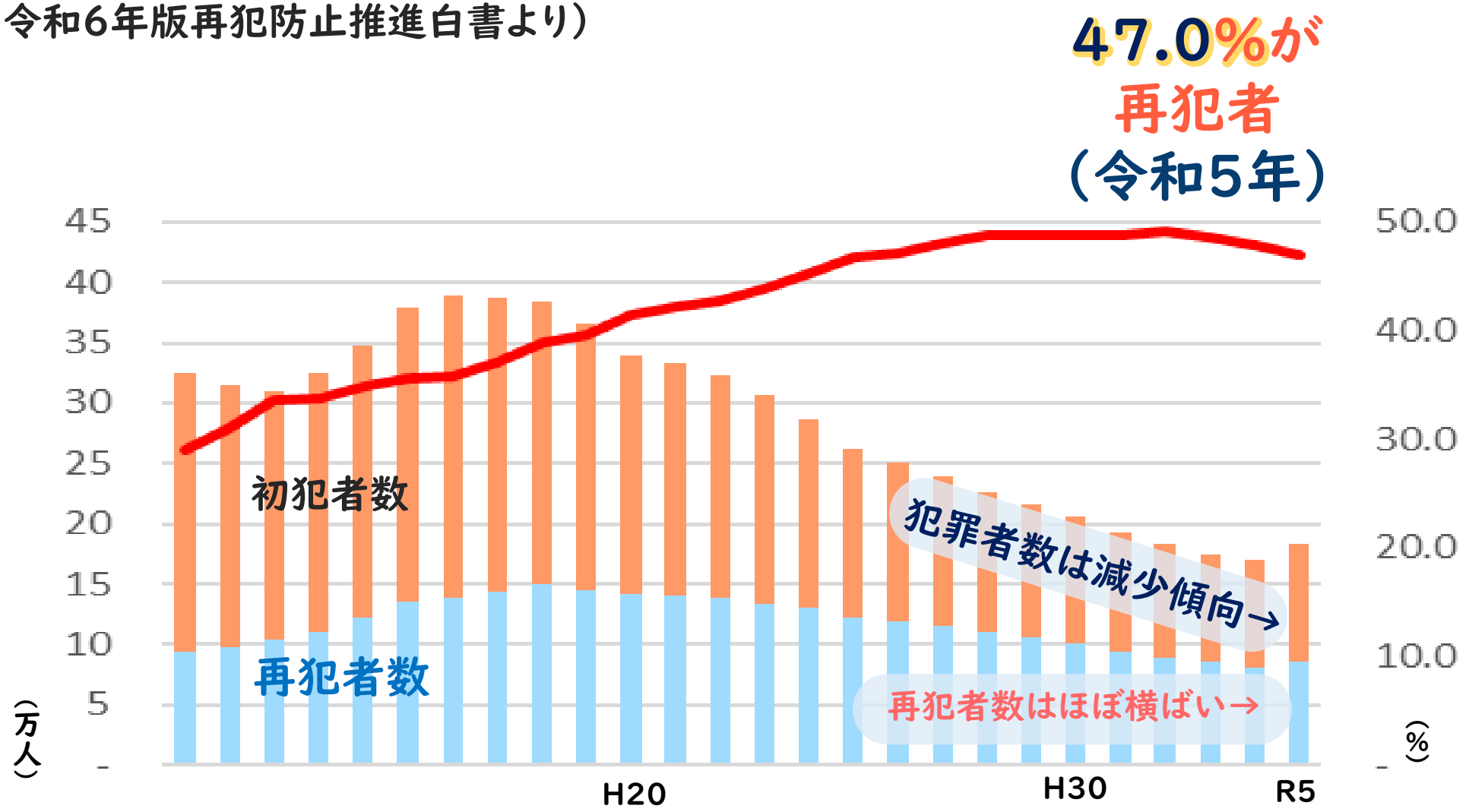
法務省東北矯正管区
更生支援企画課



東北矯正管区
マスコットキャラクター
「管くまちゃん」

近年の犯罪の動向

刑法犯　検挙人員中の再犯者数と再犯者率
（令和6年版再犯防止推進白書より）



再犯防止施策の流れ

平成24年7月　「再犯防止に向けた総合対策」 犯罪対策閣僚会議決定

【数値目標】出所後2年以内の再入者の割合をR3年までに16%（成人）、8.8%（少年）へ

平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」 公布・施行

第5条 国・地方公共団体・民間団体等との連携協力を確保
第7条 国に再犯防止推進計画の策定義務
第8条 地方公共団体に地方再犯防止推進計画策定の努力義務 を明記

平成29年12月 「再犯防止推進計画」 閣議決定

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間（H30～H34（R4））で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画

令和元年12月 「再犯防止推進計画加速化プラン」犯罪対策閣僚会議決定

再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの

令和5年3月 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

第二次再犯防止推進計画

▶ 令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」閣議決定



基本的な方向性

○「息の長い支援」の実現
○「就労」や「住居」の確保のための支援強化
○国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること

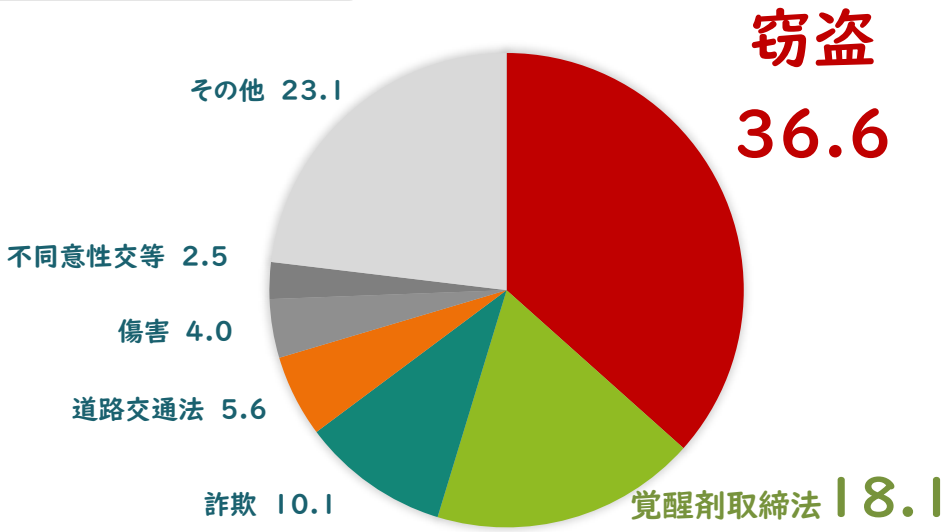
7つの重点課題

①就労・住居の確保
②保健医療・福祉サービスの利用の促進
③学校等と連携した修学支援
④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
⑤民間協力者の活動の促進
⑥地域による包摂の推進
⑦再犯防止に向けた基盤の整備

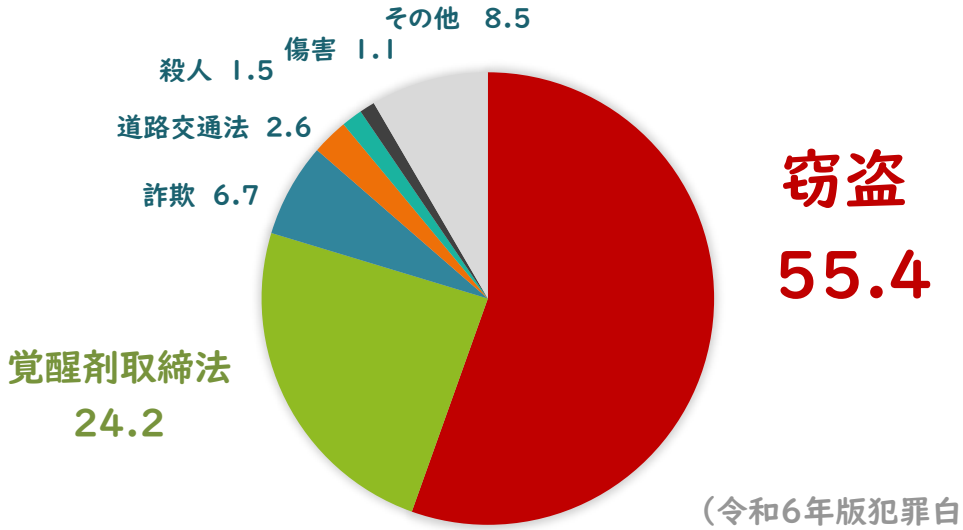
受刑者の状況

入所受刑者の罪名別構成比(%)

男性



女性



(令和6年版犯罪白書より)

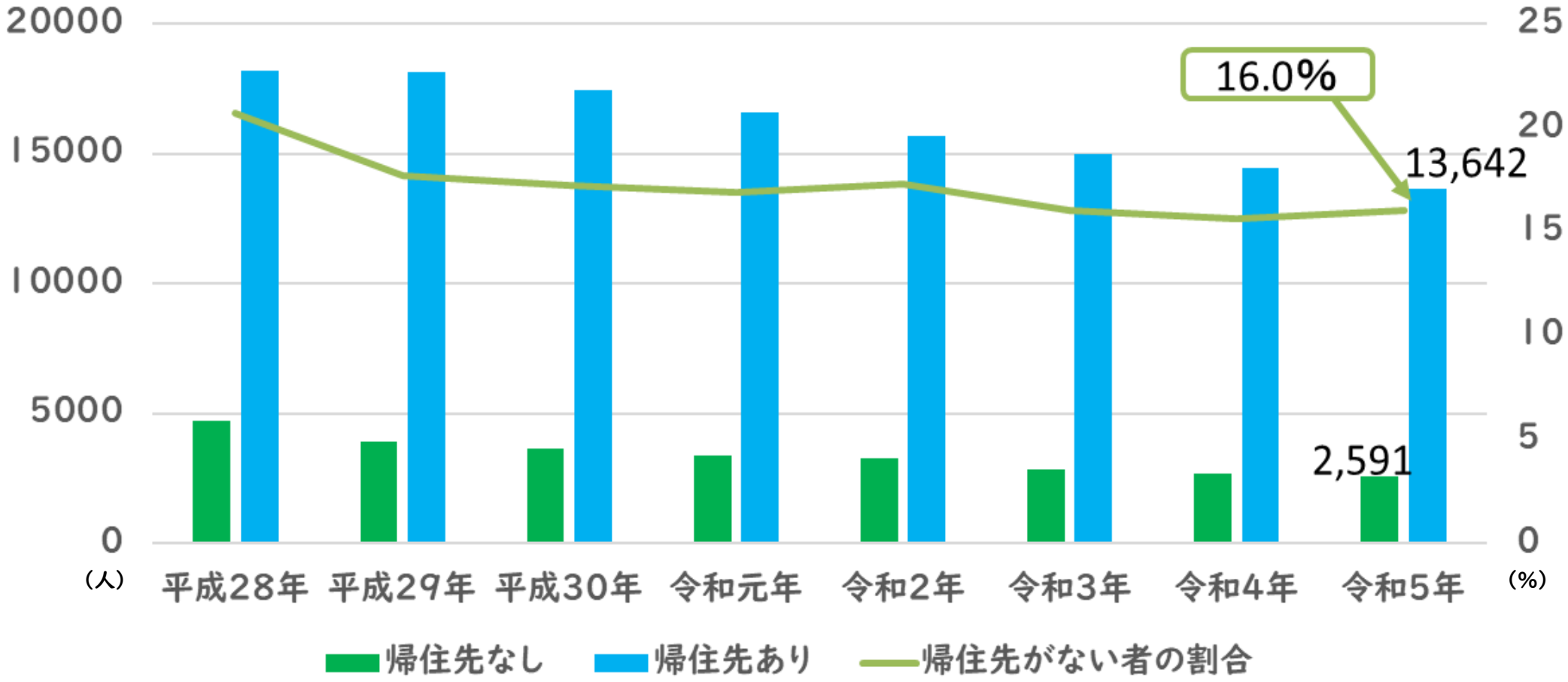
受刑者(令和5年)のうち・・・

- 精神障害のある人が 20.4%
- 65歳以上が 14.0%
- 犯罪時に無職が 70.0%
- 犯罪時に住居不定が 20.1%

(矯正統計年報より)※テスト不能の者を除く

刑務所から出所時に帰住先がない者の数及び割合（全国）

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま、満期釈放となった者をいい、帰住先不明・暴力団関係者の下である者を含む。



（法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の所有するR6年度統計データより抜粋）

第二次再犯防止推進計画

就労と住居の確保

①矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

②更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

③地域社会における定住先の確保

- 居住支援法人との連携の強化
- 公営住宅への入居における特別な配慮
- 住居提供者に対する継続的支援の実施　　等



刑務所で行っている再犯防止に向けた取組

犯罪につながる問題性の除去
（内的要因への対応）

生活環境の改善
（外的要因への対応）

R7.6～拘禁刑開始！

作業・職業訓練

改善指導

教科指導

矯正処遇

＋

帰住先の確保

福祉的支援

就労(修学)支援

社会復帰支援

「居場所」
と
「出番」
の確保を目指して活動しています。



保護観察所とともに
・本人の希望に基づき、改善更生にふさわしい帰住先を早期から調整・確保

居住支援法人との連携ー居住支援



現在の取組

→各関係機関（各県の住宅関係部局、居住支援法人等）との関係構築
　矯正職員と居住支援法人、関係機関との意見交換会の実施

★居住支援協議会等との意見交換会



矯正施設、居住支援法人や地方公共団体の住宅担当部局職員、保護観察所をはじめとする関係機関などが集まり、施設見学や意見交換会を実施するもの

→　地域における刑務所出所者等の帰住先確保の促進を図る



出所者を特別扱いしてもらうことが目的ではなく、他の住宅確保要配慮者と同じく、「支援が必要な人」として理解していただき、支援対象としていただけることを目指しています。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

